

第3回環境審議会専門部会（家庭系）

海老名市経済環境部資源対策課

平成29年7月13日

戸別収集モデル事業結果について

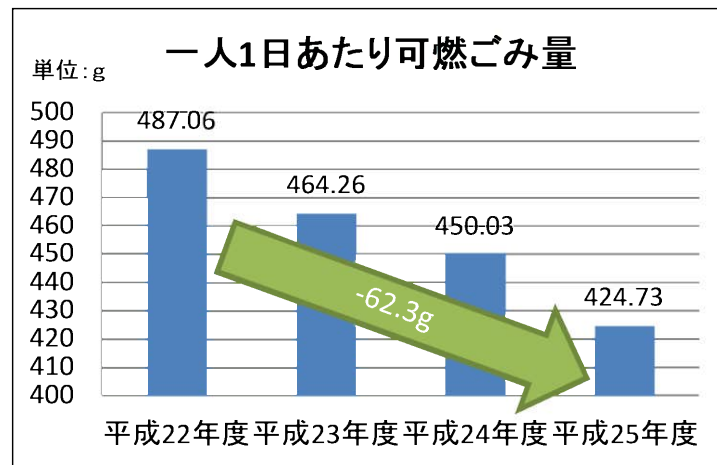
(1) 戸別収集モデル事業について

- | | |
|---------|--|
| ①目的 | <ul style="list-style-type: none">・家庭から出る可燃ごみの減量について、戸別収集が有効な手段となり得るかを調査するため。・ごみの収集量、収集人員や経費等を検証するため。 |
| ②地区及び時期 | <ul style="list-style-type: none">・国分寺台四・五丁目（平成23年4月～平成26年3月）・東柏ヶ谷二丁目（平成24年4月～平成27年5月） |
| ③地区選定理由 | <ul style="list-style-type: none">・整然とした街並みである国分寺台四・五丁目と住商混在地域である東柏ヶ谷二丁目を比較し、それぞれの減量効果に関して比較検証を行うため。 |
| ④収集方法 | <ul style="list-style-type: none">・毎週水曜日、土曜日の午前中・3人乗車による塵芥車2台～4台での収集 |

(2)モデル事業結果について

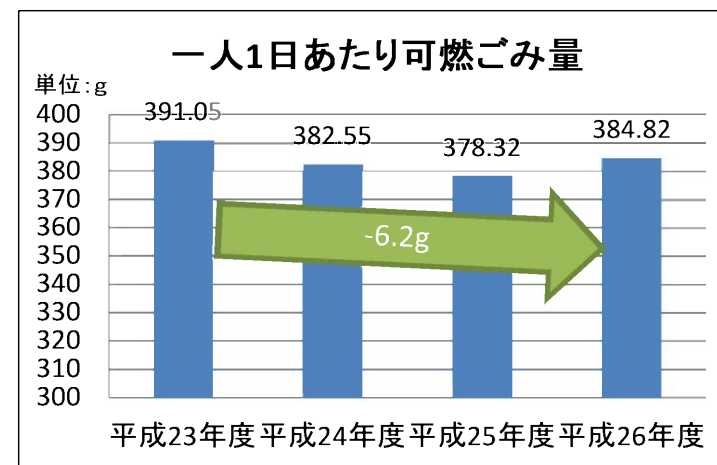
①国分寺台四・五丁目

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人口	2,145人	2,176人	2,162人	2,176人
世帯	848世帯	864世帯	852世帯	866世帯
ごみ総量	384,420kg	369,743kg	355,130kg	331,759kg
前年度比	—	-3.82%	-3.95%	-6.58%
平成22年度比	—	-3.82%	-7.62%	-13.70%
一人一日あたり	487.06g	464.26g	450.03g	424.73g



②東柏ヶ谷二丁目

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人口	3,030人	3,039人	3,008人	2,990人
世帯	1,436世帯	1,442世帯	1,442世帯	1,445世帯
ごみ総量	432,480kg	424,340kg	415,367kg	419,970kg
前年度比	—	-1.88%	-2.11%	+1.11%
平成23年度比	—	-1.88%	-3.96%	-2.89%
一人一日あたり	391.05g	382.55g	378.32g	384.82g



(3)モデル事業による減量効果について

①国分寺台四・五丁目

- 戸建住宅が多く、住民異動も少ない地区ということもあり、減量率では、**3年間で13.7%**と戸別収集による大きな効果があったと評価できる。

②東柏ヶ谷二丁目

- 事業系ごみの混入や住民の異動も多いことなどにより、**3年間で2.89%**の減量にとどまった。
- 市全体でも3年間で約3%の減量ができており、戸別収集による減量効果とは評価できない。

③全市拡大に向けて

- 住商混在、共同住宅の多い地域でも効果がある方策を研究する必要がある。

※実施目的以外の二次的効果

- ▲まちの美観の維持が図られる
- ▲カラス対策として有効
- ▲ごみ出し負担の軽減
- ▲全戸チェックすることで見守り対策として有効

前回のまとめ(有料化・戸別収集の有効性と課題について)

(1) 有料化・戸別収集に対する意見

- **市民の意識改革**が図られ、**分別意識**が高まる
- 戸別収集モデル事業の結果からも、**ごみの減量化には有料化**しかない
- **発生抑制**が図られ、**不法投棄対策**にも有効
- 有料化は、ごみの減量に対して関心を持ってもらうための**有効なツール**
- ごみの**減量効果**、**負担の公平性の確保**、市民のごみへの**関心が高まる**などのメリットを考えれば、これだけでも**有料化導入の理由**になる
- 戸別収集は、個別指導ができ、**有料化の併用策として有効**

(2) 課題

- 他市への**不法投棄**が懸念される
- **近隣市間との手数料のバランス**にも配慮
- **経済的な負担**となるため、反対意見は出る

(3) その他意見

- ごみの減量には**市民の努力が必要**
- 生ごみ処理機補助制度を活用し、**生ごみを減らす**べき

家庭系ごみの減量化策として有料化・戸別収集が有効な手段であるとの意見集約がなされたことから、この専門部会としては、**「今後の海老名市のごみ減量化策には有料化・戸別収集は必要な減量化策である」**との方向で審議を深めていくものとする。

有料化の効果と課題について



得られる効果

- ・ごみの減量効果
- ・ごみ排出量に応じた負担の公平性の確保
- ・環境負荷低減
- ・施設への負荷低減
- ・財政負担の軽減

懸念事項・検討事項

- ・有料化対象品目
- ・手数料の減免措置
- ・手数料徴収方法
- ・指定ごみ袋販売方法
- ・手数料設定
- ・手数料収入の使途
- ・その他

有料化対象品目について

(1)対象品目検討の際に配慮すべき点

一般廃棄物の再生利用の推進のために、資源ごみの分別を促す必要がある



資源ごみを排出する際に要する手数料を無料若しくは安くする一方、可燃ごみや不燃ごみを排出する際に要する手数料を高くすることが望ましい。

(2)各市の有料化品目について

	鎌倉市	逗子市	大和市	藤沢市	西東京市
可燃ごみ	○	○	○	○	○
不燃ごみ	○	○	○	○	○
容器包装プラ	×	×	×	×	○
資源物	×	×	×	×	×

※不燃ごみについては、特定の品目（電池、蛍光灯、ビデオテープ類、ライターなど）については無料

可燃ごみ及び不燃ごみを対象品目とし、資源物については無料とするケースが一般的。

手数料の減免措置について

(1) 減免対象者について

- ・低所得者や社会的弱者の過度の負担とならないよう、経済的負担の軽減を考慮することが望ましい
- ・従来の福祉施策の整合性や公平性を総合的に判断したうえで検討
- ・一方、公平負担の原則の観点から、指定袋配布枚数に上限を設け、減免対象者にもごみの減量を促す必要がある

(2) 減免対象品目について

- ・有料化の対象とすることが適当でない品目については減免対象が望ましい
- ・排出方法は従来どおり

(3) 各市の減免措置について

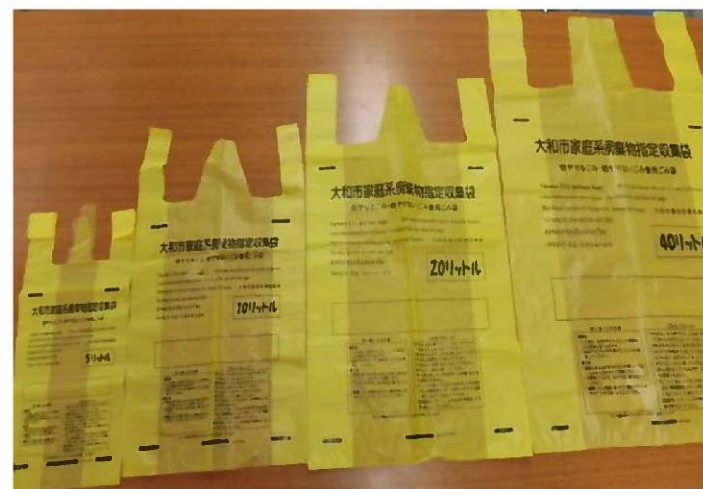
	鎌倉市	逗子市	大和市	藤沢市	西東京市
減免対象者	・生活保護受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯 ・特別児童扶養手当受給世帯 ・ひとり親家庭等医療費助成対象世帯	・生活保護受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯 ・特別児童扶養手当受給世帯 ・市民税非課税世帯	・生活保護受給世帯	・生活保護受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯 ・特別児童扶養手当受給世帯	・生活保護受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯 ・特別児童扶養手当受給世帯 ・市民税非課税世帯
減免対象品目	・紙おむつ ・剪定枝、枯葉・雑草 ・地域の清掃ボランティア ・特定品目(有害ごみ)	・紙おむつ ・剪定枝、枯葉・雑草 ・地域の清掃ボランティア ・特定ごみ(有害ごみ)	・罹災ごみ ・紙おむつ ・剪定枝、枯葉・雑草 ・地域の清掃ボランティア ・特定ごみ(有害ごみ)	・紙おむつ ・剪定枝、枯葉・雑草 ・地域の清掃ボランティア ・特定ごみ(有害ごみ)	・罹災ごみ ・紙おむつ ・剪定枝、枯葉・雑草 ・地域の清掃ボランティア ・特定ごみ(有害ごみ)

手数料徴収方法について

- ・手数料の料金体系としては、排出量に応じた単純従量制を採用する方法が一般的である。
- ・徴収方法は手数料の料金体系及び利点などを考慮して定めることが考えられる。

＜指定ごみ袋による徴収について＞

主な特徴	・収集の際に廃棄物の排出量の把握が容易 ・指定ごみ袋に入らない長尺ものに対する対応が必要
導入時の検討事項	・排出及び収集の際に容易に確認できるようにごみ袋の表示や色の工夫が必要 ・有料化する品目毎に袋の色を別にするか統一させるかの検討が必要 ・排出抑制効果を得るためには、複数の大きさのごみ袋を用意し、より容量の小さいごみ袋に移行するインセンティブの付与が必要



●大和市の指定ごみ袋(左から5L,10L,20L,40L)

●形状については、市民にとって取り扱いやすく運びやすい形状である、「持ち手付き袋(レジ袋タイプ)」が多い。

指定ごみ袋販売方法について

- ・指定ごみ袋の販売方法には、市が直接販売する方法や、市が販売店等を指定する方法がある。
- ・市民にとって購入しやすい販売方法とする必要がある。
- ・「指定袋取扱店制度」を設け、日常生活において購入しやすい場所を考慮すること、商工会議所等の団体と連携し地域ごとにバランスのとれた「指定袋取扱店」の設置を行うことが望ましい。

各市の指定ごみ袋販売方法について

	鎌倉市	逗子市	大和市	藤沢市	西東京市
販売業者との契約方法	民間業者が販売店収納業務を受託	商工会議所が販売店収納業務を受託	商工会議所が販売店収納業務を受託	商工会議所が販売店収納業務を受託	民間業者が販売店収納業務を受託
販売店舗数	約130軒	約110軒	約300軒	約450軒	約190軒
販売店手数料	8%	8%	10%	8%	8%

手数料設定について

(1) 手数料設定の際に配慮すべき点

①排出者に排出抑制を促す程度の料金水準の検討

②周辺の市町村の料金水準を考慮した価格設定の検討
(自治体間の廃棄物の流入・流出を防ぐ)

③住民の受容性の配慮

(2) 各市の有料化手数料設定状況

	鎌倉市	逗子市	大和市	藤沢市	西東京市
排出方法	指定袋方式	指定袋方式	指定袋方式	指定袋方式	指定袋方式
Lあたりの金額	2円	2円	1.6円(当初2円)	2円	1.5円(当初2円)
袋の大きさ	4種類 5L,10L,20L,40L	4種類 5L,10L,20L,40L	5種類 5L,10L,20L,30L,40L	4種類 5L,10L,20L,40L	4種類 5L,10L,20L,40L
品目毎の袋の種類	1種類	1種類	1種類	2種類	2種類

神奈川県内においては、1.6円～2円/Lの手数料設定となっている。

<参考 1年あたりの家計負担の試算>

仮に、有料化の品目を可燃ごみ・不燃ごみとし、2円/Lの20L袋を使用すると仮定した場合、
可燃ごみ: 週2回 × 1枚(20L) × 52週 = 104枚
不燃ごみ: 月2回 × 1枚(20L) × 12月 = 24枚
よって、年間 128枚(20L) × 40円 = **5,120円(1月当たり約427円)**となります。

手数料収入の使途について

有料化の運用に必要な経費の他、適切な使途を定めて透明化することにより、有料化制度への住民理解や排出抑制の意識を高められる。

＜手数料収入の使途の例＞

有料化の運用に必要な経費	・戸別収集の導入費 ・指定ごみ袋やシールの作製費
排出抑制の推進に資するもの	・排出抑制の推進の助成・啓発事業費
再生利用の推進に資するもの	・資源ごみの回収及び選別に要する費用 ・リサイクル施設の施設整備に要する費用 ・資源ごみの集団回収への助成
住民意識の改革に資するもの	・エコショップ認定制度に資する事業費 ・発生抑制及び再使用の推進のための助成や啓発のための事業費
その他	・ごみ処理施設の整備費の他、一般廃棄物の処理に要する費用

出典：環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」

＜参考 市の年間の手数料収入の試算＞

一世帯当たり 5,120円 × 54,768世帯 = **280,412,160円**

※世帯数については、平成29年7月1日現在の「世帯数と人口」に基づく

※家庭ごみ有料化に伴う経費としては、有料指定ごみ袋の作製、保管、配送、販売手数料等の経費や、人件費等の経費の支出が見込まれる。

＜他市における手数料収入の使途＞

鎌倉市	・基金（有料化に係る経費及び新焼却炉の建設基金）
逗子市	・ごみ処理関連費用（ごみの減量化・資源化、リサイクルの推進、周知啓発）
大和市	・ごみ処理関連費用（ごみの減量化・資源化、リサイクルの推進）
藤沢市	・ごみ関係事業費に充当 ・基金（環境基金、みどり基金）
西東京市	・ごみ処理関連費用（ごみの減量化・資源化、リサイクルの推進、周知啓発）